

広島県告示第四百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十八年七月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ウォンツ薬局 三次店	三次市南畑敷町一四〇―二	平成二八年五月一日
ファミリークリニック 森のくまさん	東広島市高屋町大島四九九番一八号	平成二八年六月一日
ヴィラ歯科	廿日市市阿品四―五一―二六	平成二八年五月一日